

太陽光発電による売電は税の申告が必要です!

自宅等に太陽光発電設備を設置し、太陽光発電による余剰電力、または電力の全量を電力会社に売却している場合、その所得について税の申告が必要です。

給与や公的年金以外の所得額が、売電による所得を含めて年間20万円以下の場合には、確定申告は不要ですが、**村・県民税の申告は必要**です。

申告相談会の日程については、「広報とうかい」(1月25日号)および折り込みのチラシをご確認ください。

<売電所得の求め方>
売電所得
 = 売電収入※1 - 経費※2



売電所得は、雑所得または事業税として申告をする必要があります!

- ※1…太陽光発電等の電力を電力会社へ売って得た収入のこと。1月～12月の間に電力会社から支払われた金額の合計で「購入電力量のお知らせ」から確認できます。
- ※2…設備の設置にかかった総費用、ローン利子や修繕などの維持管理費等のこと。設備設置の総費用等から補助金を差し引き、17年に分けて減価償却します。

【問い合わせ】税務課住民税担当 (☎282-1711 内線1117)

毎年1月は、償却資産(事業用資産)の申告時期です

固定資産税「償却資産」の申告をお忘れなく!

■「償却資産」とは…

法人や個人で、事業(工場・商店の経営や、駐車場・アパートの貸し付けなど)を行っている方が、その事業のために用いている機械や器具、備品等を「償却資産」といい、土地や家屋と同様に固定資産税が課税されます。

■申告は1月31日(水)まで

村内に償却資産を所有している方は、1月1日現在の所有状況を1月31日(水)までに申告する必要があります。毎年申告をしている方には、12月に案内を郵送していますが、新たに申告が必要な方や案内が届かない方、また前回電算申告をした方で申告書等の送付を希望する方は、お問い合わせください。

なお、課税標準額が150万円未満の場合、課税はされませんが毎年申告が必要です。

賃借人・テナント入居者等が取り付けた内装・造作・建築設備等の事業用資産は、賃借人の償却資産として申告してください。

■太陽光発電設備を設置した方へ

太陽光発電設備(屋根材一体型のパネルを除く)は、償却資産の申告対象となる場合があります。下表に該当する設備を所有している場合は、申告をお願いします。

設置者	設備の発電出力	10kW未満	10kW以上
法人、個人(事業用)		申告対象	申告対象
個人(住宅用)		申告対象外	申告対象

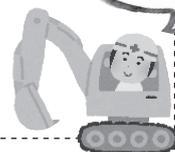
業種ごとの対象償却資産の例

各業種共通	パソコン、ファックス、レジスター、看板、外構、駐車場舗装など
小売業	陳列ケース、冷蔵庫、冷蔵ストッカー、自動販売機など
飲食業	冷蔵庫、調理設備、椅子、テーブル、カウンターなど
理・美容業	椅子、タオル蒸し器、パーマ器、サインポールなど
製造業	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス、金型、測定工具など
医療・薬局業	ベッド、手術機器、医療機器、歯科ユニット、調剤機器など
不動産(アパート、駐車場等)貸付業	駐車場舗装、外構、フェンス、ゴミ捨て場、自転車置き場など
建設業	建設機械、発電機、カッター、ブルドーザー、ショベルカーなど

東日本大震災による被災代替資産の特例や再生エネルギー発電設備の特例等については、村公式ホームページ(<http://www.vill.tokai.ibaraki.jp>)をご覧ください。

申告の有無を問わず、償却資産の所有状況について、帳簿等の提出を求めたり、現地調査等を行ったりする場合がありますので、ご協力をお願いします。

皆様のご理解とご協力をお願いします。



【問い合わせ】税務課資産税担当 (☎282-1711 内線1111)